

琉球大学病院長選考基準

令和 8 年 7 月 2 9 日
国立大学法人琉球大学長

国立大学法人琉球大学病院長選考等規程第 7 条の規定に基づき、琉球大学病院長選考基準を以下のとおり定める。

琉球大学病院長となることができる者は、以下に掲げる資質・能力等の全ての要件を満たす者とする。

1. 琉球大学病院（以下「本院」という。）の理念である「病める人の立場に立った、質の高い医療を提供するとともに、地域・社会に貢献する優れた医療人を育成する。」を理解し、以下の基本方針の実現に向けて積極的に取り組むことができる者
 - （1）生命の尊厳を重んじた人間性豊かな医療の実践
 - （2）地域の医療・保健・福祉に対する貢献
 - （3）専門性及び国際性を備える優れた医療人の育成
 - （4）先端医療技術の開発・応用・評価
 - （5）働きやすくやりがいのある職場環境の整備
2. 医療法第 10 条第 2 項に規定する臨床研修等修了医師であり、人格が高潔で学識に優れ、医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有し、特定機能病院として沖縄県や沖縄県医師会等と連携し、島嶼県である沖縄の地域医療へ貢献することができる者
3. 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有している者
本院又は本院に準じる規模の他の病院において以下のいずれかの業務に従事した経験があり、かつ、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有し、高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、医療安全管理について十分な知見を有すること。
 - （1）医療安全管理責任者の業務、医薬品安全管理責任者の業務又は医療機器安全管理責任者の業務
 - （2）医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - （3）医療安全管理部門における業務
 - （4）その他上記に準じる業務
4. 病院の管理運営等に必要な資質及び能力を有している者
本院又は本院に準じる規模の病院において、病院長又は副病院長（これに準じる職を含む。）の経験があり、高度な医療を司る特定機能病院を管理運営する上で必要な資質・能力を有し、病院職員の意見反映に留意しつつ、医療を取り巻く様々な変化に適切に対応し、適正な管理運営を行うことができること。特に、昨今の物価高騰や人件費高騰により、病院の財務状況が厳しく、病院経営が難しい状況において、琉球大学における収益の約 50 % を占める本院の経営を適切に行うことができること。